

第26回 京都府福祉人材育成認証事業推進会議 開催概要

- 開催日：令和3年2月3日（水）14：00～16：00
- 会場：ホテルルビノ京都堀川「加茂」
- 欠席委員：石垣委員、樋口委員
- 事務局：地域福祉推進課 神田課長、永井参事、安部主幹、伊勢田主事、赤澤主事
- 内容

1 開会

定刻により、事務局が開会とともに、欠席委員等を報告

2 報告事項

(1) きょうと福祉人材育成認証制度の状況について

3 検討事項

(1) 新規認証審査について

(2) 認証更新審査について

(3) その他

- ・認証法人によるセルフチェックの実施について
- ・虐待事案の取扱いについて

4 閉会

■議事録

2 報告事項

(1) きょうと福祉人材育成認証制度の状況について

○事務局

- ・認証制度参画法人数を説明
- ・宣言法人の年度別宣言数、分野割合、更新状況及び宣言失効理由を説明
- ・認証法人の年度別認証数、分野割合及び認証更新状況を説明
- ・上位認証法人の年度別上位認証数、分野割合、上位認証更新状況を説明
- ・大学等連携事業の取り組み状況を説明

○委員

参画法人数が800法人を超え、京都府内のほぼ全ての未宣言法人に一度は認証制度の案内が行われていることもあり、新規宣言法人数が減少傾向にある。また、事務局からは、宣言に留まる法人や認証制度にメリットを感じられず宣言を失効する法人もあると説明があった。認証制度の出発点は、学生に対して魅力ある働きやすい法人を伝えていくものであり、即戦力人材を求める小規模な法人が宣言の区分に留まることや制度から離れてしまうことはやむを得ないことともいえる。

新たな宣言法人の開拓が進まない状況を踏まえ、今後は制度の方向性を再度検討していく必要があるのではないか。例えば、現在5割程度である参画法人割合を8割、9割と増やしていくのか、それとも現状の参画割合を維持しつつ宣言から認証へのアプローチ

を強化するのか。また、認証基準を下げることはできないため、小規模な法人を対象に各法人の特色を持って認証制度とは別枠で公表していくこともアイデアの一つだと考える。その他にも認証制度における各種申請手続きの煩雑さを解消したり、インセンティブを追加したりと様々な検討をお願いしたい。

○事務局

委員の御意見のとおり、宣言、認証ともに件数の増加が低調な状況である。

宣言について看過できないのは、認証制度に対してメリットを感じない、興味がないといった意見である。学生等の若者向けに基準を作ったが、法人側へのアプローチでは、今いる職員に対して働きやすい職場作りに繋がるとアピールしていかなければならない。手続きの簡素化や特色を取り上げた認証など今後検討していきたい。

3 検討事項

(1) 新規認証審査について

○事務局

- ・ 新規認証申請法人（5法人）の概要を説明
- ・ 審査内容の説明（基準の達成状況、特徴）
- ・ 5法人の認証を提案

○委員

事務局の提案に同意する。

認証制度として、宣言の獲得はできているものの、認証にステップアップできていない状況があるのではないかと。例えば、宣言の更新回数に上限を設けるなど、認証法人を増やしていく中長期的な戦略も検討いただきたい。

○委員

新規認証審査について、事務局案のとおり了解した。

(2) 認証更新審査について

○事務局

- ・ 審査内容を説明（基準の達成状況、特徴）
- ・ 認証更新申請のあった13法人の認証更新を提案

○委員

昨年度に再審査となり、今回改めて更新審査を受けた2法人の内容を再度説明いただきたい。

○事務局

再審査は、昨年度の認証更新審査で一部基準の未達があった2法人に対して実施し

た。

A法人は新規採用者育成計画の職員への周知が不十分であったこと、B法人は、新規採用者研修における欠席者へのフォローが行われていなかったことが再審査の理由であり、いずれの法人も再審査時には状況が改善されていた。

○委員

認証更新審査について、事務局案のとおり了解した。

(3) その他

・ 認証法人によるセルフチェックの実施について

○事務局

- ・ 認証更新審査の現状と課題を説明
- ・ 毎年4月に認証法人によるセルフチェックの導入を提案
- ・ 審査資料のデータ提出を提案

(適用：令和3年4月～)

○委員

これまでの認証更新審査の1法人あたりの所要時間はどの程度か。

○事務局

1法人あたり1時間程度である。

○委員

セルフチェックを導入すると更新審査において、省略される内容はあるか。

○事務局

更新審査自体が簡素化されることはない。

○委員

セルフチェックは、認証法人の基準の未達に対して早期に介入できる利点がある。事務局の提案のとおり、詳細なチェック項目が記載されている案1が妥当ではないか。ただし、セルフチェックに係る添付資料の提出が任意である点については、議論の余地があると感じる。

○事務局

添付資料の提出が任意である部分及び事業所側から提出いただいたデータの管理方法については、引き続き検討していきたい。

○委員

本件については、案1の内容で適用することを確認した。

・虐待事案の取扱いについて

○事務局

- ・虐待事案に係る現行の取扱いを説明
- ・虐待部会の協議内容を報告
- ・コンプライアンス違反に対する行政措置の基準例を説明
- ・虐待認定に係る取扱いとして、次の2案を提案。

【案1】

- ア、虐待認定に関して、文書指摘を受けた場合は1年間の認証停止（宣言法人とする）
- イ、虐待認定に関して、改善勧告、改善命令及び指定効力停止を受けた場合は宣言及び認証を取消す（取消しの1年後に再宣言可能）

【案2】

- ア、虐待認定がない場合でも2年以内に再度虐待認定なしの文書指摘を受けた場合は、案1のアと同様に取り扱う。
- イ、虐待認定に関して、文書指摘を受けた場合は認証を取消す（取消しの1年後に再宣言可能。更に1年後に認証取得可能）
- ウ、虐待認定の有無に関わらず、虐待に関連して改善勧告、改善命令及び指定効力停止を受けた場合は宣言及び認証を取消す（取消しの1年後に再宣言可能。更に2年後に認証取得可能）

○委員

案1の「1年間の認証停止」では、上位認証法人と認証法人を同様に取り扱うのか。

○事務局

上位認証法人において虐待事案が発生した場合は、認証法人と同様に宣言法人として取り扱う。

○委員

案2の「虐待認定なしの場合」とは、虐待に係る通報等があったが、市町村の調査で虐待認定には至らなかったケースか。

○事務局

そのとおり。

○委員

行政は、文書指摘が発出されるケースに対して、期限を定めて改善報告を徴収することとなっている。文書指摘は、施設側に何らかの不適切な対応があったと認めた場合に発出されるのではないか。案1では、虐待通報を繰り返しても虐待認定がなければ、認証制度では処分しないという取り扱いか。

虐待に関連して文書指摘が発出されているのであれば、回数や頻度に関わらず認証制度として何らかの対応を取るべきではないか。

○委員

虐待の部会では、取り扱いについて明確な基準が必要であると合意し、その基準は虐待認定の有無並びに文書指摘及び改善勧告であった。

文書指摘は行政の取り扱い上も改善に対する努力の余地を残したものであるため、案1も同様に即時の認証の取消しは行わない提案だと理解する。

○委員

虐待認定がなく文書指摘が発出されるケースは、何らかの疑いがあり、ニュアンスとしては「虐待認定ができなかった」というものではないか。そのようなケースを認証し続けることが良いかどうか。上位認証でも同様のケースが想定される。

○委員

虐待認定なしでも改善勧告が発出されることがあるか。

○委員

虐待の通報がなくても定期監査で虐待に関連して事務的な指摘を行うことがある。

虐待認定がなく改善勧告が発出されるケースは、非常に希ではないか。

明確な基準で判断すべきと考えるので虐待認定の有無で線引きする案1を支持する。ただし、案1の「1年間の認証停止」の程度が妥当かどうかは他の委員の意見を聞きたい。

○委員

虐待認定がある場合は、認証の取消し等の厳しい対応でもよいと考える。

虐待事案に係る取扱いについては、組織としてガバナンスが取れているかどうか、改善に向けた取り組みが行われているかという点を加味してもよいと思うので、虐待認定の有無で線引きする案1に賛成する。

○委員

虐待は、職員の資質によって起こる場合もあるが、施設が組織としてどのように対応するかが重要であり、日頃の防止対策を含め、組織の力が問われる。虐待認定となる施設については、組織力や虐待に対する意識に問題があると考えられるので案1に賛成する。

○委員

行政指導と行政処分は、介護保険法等に基づく事業者の指定を行う認可庁が行うものであり、施設の設備や運営基準の違反の程度によって区別される。

また、虐待認定の有無は、虐待防止法に基づき市町村が判断するものであり、虐待認定がない場合でも施設の設備や運営基準に違反している場合は、文書指摘等が発出される。

○委員

虐待防止に係る委員会の設置や虐待防止に係るマニュアルの整備は、認証基準に含まれているか。

○事務局

認証基準には含まれていないが、認証申請時に申請法人から「関係法令を遵守する旨の誓約書」を徴収している。

○委員

誓約書を虐待に係る処分の根拠とすると、文書指摘の内容によっては即時に認証の取消しとなるケースもあるのではないかと。

今後、虐待防止に係る委員会の設置や虐待防止に係るマニュアルの整備を認証基準に追加してはどうか。

○委員

虐待認定なしの文書指摘の取扱いが議論になっているが、事案の程度が異なるため判断が難しいのではないかと。先ほどの意見のとおり、虐待防止に係る委員会の設置やマニュアルの整備を認証基準に含めることで、認証法人においては、虐待認定なしの文書指摘を減らすことに繋がるのではないかと。

○委員

施設は、虐待に関して敏感になる必要がある。虐待は、市町村が認定するが、前提として通報があり、利用者本人や家族、場合によっては施設自らが行うこともある。施設が通報した場合、虐待に関連する状況を是正しようとする気持ちがうかがえる。そういった場合は、文書指摘ではなく口頭指摘で収まるケースもあるのではないかと。認証制度において、虐待の事案が起こった場合でも改善する取組みがあれば、その部分を評価することも必要ではないかと。文書指摘に係る取扱いについては、案1の取扱いが妥当ではないかと。

○委員

案1の「1年間の認証停止（上位認証法人・認証法人は宣言法人とする）」は、認証

基準に係る取組みを継続した上で、1年後に虐待に係る取組みを確認し、認証停止を解除することとなっている。認証制度に参画し直すものではないので厳し過ぎる対応ではないと考える。虐待認定なしで文書指摘が発出されたケースを個別の状況に応じて取り扱いを判断するのであれば、一件ずつケース検討が必要である。

○委員

意見をまとめると虐待認定なしの文書指摘に係る対応がなくなったが、想定されるケースはないか。

案1を適用する場合、限りなく疑わしいケースでも虐待認定がなければ認証を継続させることになる。

○委員

制度の運用上問題がないのであれば、介護・福祉現場の意見を尊重する。

しかしながら、虐待認定がないケースにも不適切な部分が含まれるのであれば、案1ではそれを認めることにならないか。

○委員

例えば、学生から過去に虐待があった施設に就職するとの相談があった場合、仮にその施設が認証法人で大学が推薦するのであれば、制度として大丈夫だといえる仕組みを望む。

○委員

認証制度は、介護・福祉職場を学生に安心して働ける職場であると示すものである。虐待認定の有無で対応を線引きすると、虐待認定には至らない不適切な対応を認めることとなり、学生に認証制度は当てにならないと思われかねない。学生や市民目線で制度設計しなければ、信頼される制度にならないのではないか。

○事務局

委員のご意見のとおり、虐待認定なしのケースについては内容の幅が広く、虐待認定に近いケースから虐待防止に係る委員会やマニュアルの不備といったケースまでが含まれる。

また、虐待認定なしで文書指摘が発出されたケースは、京都市から京都府への報告義務が無い場合、照会により情報収集を行うことになる。虐待認定のないケースの詳細については、市町村に照会することになるが、ケースの幅が広い場合、報告漏れも想定され、更に推進会議等で各ケースを検討いただく場合は、文書指摘から取り扱いの決定まで一定の時間を要することとなる。事務局としては虐待認定という明確な基準で判断を行いたい。

○委員

虐待防止に係る委員会の設置やマニュアルの整備については、認証基準に盛り込むことで認証法人においてはこのような違反がなくなるよう対応いただきたい。

また、制度として判断基準が揺らぐことがないように虐待の有無並びに文書指摘及び改善勧告等で判断することを決めたい。

○事務局

委員の皆さまのご意見のとおり、虐待防止に係る委員会の設置やマニュアルの整備については認証基準に追加することを検討し、また虐待認定の有無により虐待事案の取扱いを決定させていただく。

以上。